

民生水道常任委員会

平成25年3月19日

葛城市議会

民生水道常任委員会

1. 開会及び閉会 平成25年3月19日（火） 午後2時00分 開会
午後5時08分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 下村正樹
副委員長 白石栄一
委員 吉村優子
〃 赤井佐太郎
〃 川西茂一
〃 南 要

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 寺田惣一
議員 辻村美智子
〃 中川佳三
〃 春木孝祐

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下和弥
副市長 杉岡富美雄
市民生活部長 生野吉秀
保険課長 中嶋卓也
〃 補佐 脇田公典
環境課長 大谷 肇
新庄クリーンセンター所長
増井良之
當麻クリーンセンター所長
高橋一馬
保健福祉部長 吉川光俊
社会福祉課長 西川佳伸
子育て福祉課長 岡 幸子
長寿福祉課長 門口尚弘

	〃 補佐	森 井 敏 英
	〃 補佐	増 井 朋 子
健康増進課長		水 原 正 義
	〃 補佐	松 山 神 恵
上下水道部長		松 浦 住 憲
水道課長		川 松 照 武
	〃 補佐	福 森 伸 好
下水道課長		青 木 若 次
	〃 主幹	西 川 良 嗣

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 育 子
〃	西 川 雅 大

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 議第5号 葛城市水道法施行条例を制定することについて
- 議第7号 葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更について
- 議第8号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について
- 議第9号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第10号 平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第11号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第14号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第15号 平成24年度葛城市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について

開 会 午後2時00分

下村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより民生水道常任委員会を開会いたします。

本日は、朝からは小学校の卒業式ということで、皆さん、それぞれの区域に出席なされたと思います。また、きょうは本当に小春日和といいですか、暖かい日でございます。眠気も少しありまじょうが、最後までスムーズにこの委員会が進みますよう、よろしく願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

また、中川議員、辻村議員、春木議員の3名が委員外議員として参加されております。そして、一般傍聴の申し出が1名ございます。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

なお、発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。

議第4号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部長の吉川でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

ただいま付託議案になっております議第4号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律、平成24年法律第51号の公布によりまして、障害者自立支援法の名称が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に変更されることに伴いまして、葛城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例、葛城市在宅福祉サービス事業実施条例、葛城市消防団員等公務災害補償条例の関係条例の整備が必要になったことと相なったわけでございます。

各条例の比較内容につきましては、改正文とあわせましてお手元に配付させてもらっております新旧対照表に基づいてご説明申し上げます。この対照表につきましては、左側が改正前、旧でございまして、右側が改正後、新となっております。そして、赤い部分が改正部分となっております。どうかよろしくお願い申し上げます。

まず第1条、1ページの葛城市の特別職職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正の新旧対照表でございます。これは同条別表中の障害程度区分判定審査会の名称変更でございます。同法の改正に伴い、障がい者福祉サービスの必要性を明かにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分として定められておりました障害程度区分が、障がい者等の障がいの多様な特性、その他心身の状態に応じまして必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとしたしまして、厚生労働省令に定める区分の障害支援区分に改められることに伴いまして、葛城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例中、このお手元の表の3ページでございます、40、障害程度区分判定審査会委員、日額1万2,000円を、40、障害支援区分判定審査会の委員、日額1万2,000円に改めるものでございます。

次に第2条、葛城市在宅福祉サービス事業実施条例の一部改正の新旧対照表でございます。4ページ目をお願い申し上げます。

この条例は、心身障がい者等で日常生活を営むのに障がいのある者、及び障がい等により身体が虚弱な者に対し、在宅福祉サービスの提供を行うことにより、これらの者が健全で安定した生活を営むことができるよう援助することを目的としているものでございます。第2条で利用者の資格を規定しております。この第2条第1項1号中、障害者自立支援法、平成17年法律第123号を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、平成17年法律第123号以下障害者総合支援法に改めるものでございます。以下、負担金の決定及び徴収の規定である第6条第1項第1号のただし書き中と、次の5ページでございます。

同条第3項中、事業の委託を規定する第8条ただし書き中を、いずれも同様に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、第6条第3項中、「若しくは」を「また」に改めるものでございます。

次に、第3条でございます。葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正の新旧対照表についてでございます。6ページをお願い申し上げます。

この条例は、消防作業、または救急業務に従事された非常勤消防団員等の損害補償を的確に行うことを目的としております。次の第9条の2では、介護補償の規定を定めておりまして、第1項第2号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めたものでございます。これは、非常勤消防団員等が当該傷病補償年金または障害補償年金を支給すべき事由となった障がいであって、常時または随時介護を要する状態にありまして、かつ常時または随時介護を受けている場合においては、市は介護補償として当該介護を受けている期間、常時または随時介護を受けている場合に通常要する費用を考慮して、規則に定める金額を支給するものでございます。ただし、次に掲げる場合として、同条第1項第2号で、障害者自立支援法、第5条第1項12号に規定する障害者支援施設に入所している期間については介護補償を行わないとされているものでございます。

次に、第4条、同じく葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の新旧対照表でございます。7ページをお願い申し上げます。

第9条の2第1項第2号中、第5条第12項を第5条第11項に改めるものでございます。これは同法で共同生活介護、いわゆるケアホームが共同生活援助のグループホームと一元化さ

れることになりまして、共同生活介護の項番号が削除され、先ほどの同法第5条の項番号が項ずれしたものでございます。附則といたしまして、この条例中第2条及び第3条の規定は平成25年4月1日から、第1条及び第4条の規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市水道法施行条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦上下水道部長 上下水道部長の松浦と申します。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第5号、葛城市水道法施行条例を制定することにつきましてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。まず、この条例ですが、これまでは、水道法施行令等で布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事を行う場合は、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格を有することが規定されていましたが、第2次地域主権一括法による水道法第12条及び第19条の改正に伴い、各水道事業を経営する自治体において条例を規定することとされたため、新たに同条例を制定するものです。

それでは、順を追って条例の概要をご説明申し上げたいと思います。この条例の制定の趣旨としては、第1条では、この条例は水道法の施行に関し必要な事項を定めるものと規定しております。次に第12条では、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事について規定しておりますが、この条文で規定されております法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設の工事又はその増設若しくは改造の工事のうち次に掲げるものとする規定しております。

ここで、先ほど申し上げました法第12条第1項、法第3条第8項の規定では、次のように規定されております。法第12条は、技術者による布設工事の監督について規定しておりまして、第1項では、水道事業者は水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合

にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る)を自ら施行し、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

また、法第3条は用語の定義について規定しておりまして、第8項では、水道施設とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者、または専用水道の設置者の管理に属する者をいうというふうに規定しております。その規定を受けて、布設工事とは、第2条第1号の規定のように、1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事。第2号では、沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事と規定しております。

第3条では、布設工事監督者の資格について規定しております。法第12条第2項に規定する条例で定める資格は次のとおりとするということで、第1号から第8号まで、規定のそれぞれの学校を卒業した者で、卒業後、一定の年数以上の上水道に関する技術上の実務従事者が資格を有するとしております。

第4条では、水道技術管理者の資格について規定しております。法第19条第3項に規定する条例で定める資格は次のとおりとするということで、第1号から第6号までに規定のそれぞれの学校を卒業した者で、卒業後一定の年数以上の上水道に関する技術上の実務従事者、あるいは厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者としております。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 ただいま松浦上下水道部長からご説明をいただきました、議第5号の葛城市水道法施行条例を制定することについて、若干お伺いをしておきたいと思ひます。ご説明のように、第2次一括法に基づいて、これまで政省令によって規定されていた水道施設の布設工事監督者の資格や水道技術管理者の資格を、本市水道法施行条例により規定することになったわけでありませう。当然清浄にして豊富、低廉な水を供給する、安全安心なおいしい水を供給するという点で有資格者のその役割は大事なことでありませう。

そこで、この本市水道課におけるそれぞれ有資格者の人数がどれほどおられるか。本市は企業職員がいないわけで、人事異動に伴つて、そういう有資格者がその他の部局に異動されることもありませう。市全体としても、それぞれ有資格者がどの程度おられるのか、お伺いしたい、このように思ひます。

下村委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課長の川松です。よろしくお願いいたします。

今ご質問のありました水道の布設工事監督者は、平成24年度は私、川松が指名されてお

ますけども、ほかに該当者として有資格者は3名おられます。他の課に3名おります。水道技術管理者におきましては、所属の課に、私どもの水道課に2名、一応西川主査を任命しております。あと1名につきましても、課に所属しております。そして、他課では3名が所属いたしております。また、私も有資格者でありますので、合計では、訂正いたしまして6名おります。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 今、課長の方からご説明をいただきました。

布設工事監督者については、課長が監督者であり、平成24年度の監督者として指名をされているということと、その他の課に3名おられると。葛城市全体では有資格者は4名おられるということですね。水道技術管理者については現課には2名おられるということで、これは別に指名をすとかいうことは要らないんでしょうかね。そして、葛城市、その他の課には3名。合わせて市全体で6名おられるということで、法施行令、並びに本市の水道法施行条例によって制定されたことが十分な形で運用されるということだというふうに認識をいたしました。ありがとうございました。

下村委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課長の川松ですけども、先ほどの水道事業管理者の課の水道技術管理者は任命を受けております。また、水道課では、私を含めて3名が有資格者であります。そして、他課には3名おまして、計6名でございます。詳細についてご説明申し上げました。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 別に布設工事監督者のように管理者から指名をされるとか、選出をされるということではないわけですね、この水道技術管理者は。

下村委員長 川松課長。

川松水道課長 この水道課の中で任命されております。市長である水道事業管理者から任命されております。

下村委員長 よろしいですか。

白石副委員長 はい。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約の変更についての議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部長の吉川でございます。

ただいま付託議案になっております議第7号、葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会共同設置規約を変更することにつきまして、ご説明申し上げます。本案につきましては、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律、平成24年法律第51号の公布によりまして、障害者自立支援法の名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に変更されることに伴いまして、法の名称変更等により本規約の一部を変更するものでございます。

規約の内容比較につきましては、改正文とあわせまして、お手元にお配り申し上げております新旧対照表に基づいて説明申し上げます。まず、第1条中の障害者自立支援法を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と改めるものでございます。

次に、第2条中でございます。葛城市・広陵町障害程度区分判定審査会を、葛城市・広陵町障害支援区分判定審査会に改めるものでございます。これは、先ほどの条例制定で述べさせていただきましたように、同法の改正に伴い、障害程度区分が障害支援区分に改められることに伴い、規約の題名及び本規約中の審査会の名称を変更するものでございます。附則といたしまして、この規約中、第1条の改正規定は、平成25年4月1日から、題名及び第2条の改正規定は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 それでは、ただいま議題となりました議第8号の平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開き願います。

平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）につきましての歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億4,913万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を、歳入歳出それぞれ167億6,262万9,000円とするものでございます。

それでは、本委員会に分割付託となりました補正予算中の関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず継続費の補正から説明申し上げます。6ページをお開き願います。

3款民生費、2目児童福祉費の磐城第二保育所整備事業でございます。補正後の継続費と総額といたしまして、5億8,590万円、そして平成24年度を2億8,240万円とするものでございます。

続きまして、補正予算中の事項別明細書の歳出から説明申し上げます。18ページをお願い申し上げます。

それでは、保健福祉部に係る歳出から説明申し上げます。市民生活部に係る部分につきましては生野部長から後ほど、下水道に係る部分につきましては松浦部長から説明申し上げます。

まず3款、民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費でございます。繰出金で、介護保険特別会計（保険事業勘定）の繰出金で1,036万5,000円の追加でございます。そして、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の繰出金で242万5,000円の減で、合わせて794万円の追加でございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に関しましては、委託料で、子ども手当システム変更委託料で、239万8,000円の減でございます。

次のページでございます。

扶助費、母子生活支援施設措置費で51万8,000円の追加、児童扶養手当費で758万3,000円の減でございます。合わせて706万5,000円の減でございます。2目児童措置費では、障害児保育事業補助金では13万円、一時預かり事業補助金で20万円、合わせて33万円の追加でございます。3目の保育所費では、賃金として合わせて43万円。内訳は保育士賃金30万円、給食調理員賃金13万円の追加でございます。工事請負費におきましては7,220万円の減額でございます。

次の4款衛生費、1項保健衛生費でございます。1目保健衛生総務費につきましては、小児深夜診療負担金として49万4000円の追加でございます。2目の予防費では、委託料で高齢者インフルエンザ予防接種委託料で100万円の減。次の高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成金

では650万円の減でございます。合わせまして750万円の減でございます。4目の健康づくり推進事業費におきましては、がん検診推進事業国庫補助金返還金で80万6,000円の追加、そして、5目の母子保健事業費におきましては、妊婦健康診査負担金で82万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、10ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金で、児童福祉費負担金の母子生活支援施設措置費負担金で25万9,000円の追加でございます。子ども手当負担金では3,341万2,000円の減額でございます。次のページ、児童扶養手当費負担金では252万8,000円の減でございます。次に飛びまして、同じページ、14款の県支出金でございます。1項県負担金、1目の民生費県負担金におきましては、母子生活支援施設措置費負担金で12万9,000円の追加でございます。

次の12ページをお願い申し上げます。

14款県支出金、2項県補助金、2目の民生費県補助金でございます。子育て支援対策臨時特例交付金で239万8,000円の減額でございます。3目の衛生費県補助金におきましては、妊婦健康診査補助金の28万円の追加でございます。

次の13ページでございます。

19款諸収入、3項雑入、3目の過年度収入でございます。過年度収入のうち354万円の追加でございます。次の4目の雑入におきましては、生活保護法第63条及び第78条に係る返還金で836万円の追加でございます。

以上、簡単ではございますが、保健福祉部の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

下村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。

市民生活部の関連部分について、私の方から説明させていただきます。

まず、歳出の方からお願いいたします。18ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目国民健康保険医療助成費でございます。国民健康保険医療助成費繰出金644万5,000円の追加でございます。続いて、5目老人福祉費、23節の償還金利子及び割引料、重度心身障害老人等医療費県補助金返還金でございます。97万6,000円の追加でございます。続きまして、2項児童福祉費、5目のひとり親家庭等福祉費でございます。23節償還金利子及び割引料、ひとり親家庭等医療費県補助金返還金12万8,000円の追加でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費。これにつきまして委託料、環境検査委託料46万2,000円の減でございます。契約差金でございます。14節使用料及び賃借料。公用車賃借料37万2,000円の減でございます。緊急雇用の方で支出を行っております。次に、2項清掃費、1目清掃総務費、需用費230万円の減でございます。光熱水費の減でございます。

役務費2万4,000円の追加でございます。通信運搬費の追加でございます。2目塵芥処理費、7節賃金80万円の減額でございます。臨時雇用の賃金の減額でございます。13節委託料945万円でございます。内訳でございます。焼却残灰等運搬処分委託料70万円の減でございます。契約差金でございます。焼却残灰等埋立処分委託料110万円の減額でございます。粗大ごみ運搬処分委託料300万円の減額でございます。資源ごみ分別処理委託料400万円の減額でございます。一般廃棄物処理委託料65万円の減額でございます。合計945万の減額となります。18節備品購入費50万円の減額でございます。公用車購入費の減額でございます。3目し尿処理費、13節委託料275万4,000円の減額でございます。測量設計等委託料の契約による差金でございます。19節負担金補助及び交付金247万6,000円の減額でございます。葛城地区清掃事務組合の負担金の減額でございます。

次に、戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

繰越明許をお願いするものでございます。4款衛生費、2項清掃費、し尿中継槽撤去及び建設事業の9,300万円の繰越しでございます。これにつきましては、兵家に設置いたします新しい40トン2基分の設置費用と、あわせまして今現在大屋地区にございますし尿の中継基地の撤去の分の繰越しをお願いするものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。10ページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。廃棄物処理手数料800万円の追加でございます。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金でございます。67万7,000円の追加でございます。これにつきましては、国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次に11ページ、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございます。1節の社会福祉費負担金、これにつきましては国民健康保険基盤安定負担金の415万6,000円の追加でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入。これにつきましては、平成23年度の県補助金の追加交付によるものでございます。市民生活部の分といたしましては61万6,000円でございます。先ほど吉川部長が説明いたしました354万円とプラスいたしまして、415万6,000円の追加となります。続きまして、4目の雑入、2節雑入、これにつきましては市民生活部の分に関しましては、環境対応車普及促進対策費補助金でございます。60万円の追加でございます。これにつきましては、エコカー補助金といたしまして20万円の3台分でございます。

以上でございます。

下村委員長 松浦部長。

松浦上下水道部長 上下水道部長の松浦でございます。

22ページをお願いいたします。

上下水道部にかかわります分として、22ページの6款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費では、28節繰出金として、下水道事業特別会計への繰出金434万8,000円の追加補正

でございます。

以上で歳出の補正予算の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 19ページ、4款の衛生費の予防費の中の高齢者インフルエンザ予防接種、また肺炎球菌ワクチンの補助金ということで、合計で750万円減額になっております。このことについて、内容等を聞かせてください。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課長の水原でございます。よろしくお願いいたします。

今、川西委員がご質問になった高齢者インフルエンザの補正の内容からご説明させていただきます。高齢者インフルエンザによりましては、65歳以上を対象にインフルエンザの助成を委託料として行っております。当初3,776人予算化しておりました。12月現在の実施者数が3,352人、その後、1月末までですので、その後100人を予定いたしまして3,452人の補正の見込みといたしまして、金額は100万円の減額になったものでございます。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成でございます。これにつきましては、当初65歳以上の方に対しまして、助成金といたしまして、領収書を持って窓口で手続をしていただき、銀行振り込みで償還するものでございます。当初の人数といたしましては、65歳以上の人口8,077人の30%を見込んでおりました。人数が2,423人の当初の予定人数でございます。12月末現在ではございますが、140人の助成人数となっております。その後、年度末までに月60人の3カ月分、180人を見込んで計算をしますと、98万2,000円の見込みという形で補正をさせていただいて、その当初から差し引いた650万円から減額となるものでございます。

以上でございます。

下村委員長 川西委員。

川西委員 インフルエンザの件は、非常に多くの方が利用されているということで、これは理解できるんですが、肺炎球菌ワクチンの方が、非常に受診されている方が少ないということに思います。また、償還払いというのをおっしゃいましたですけども、実際受けて、手続をしていない方というのはいらっしゃるんですか。その辺はどうですか。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課長の水原でございます。

最初に、窓口の方で手続をやります。高齢者の方が行きつけの病院で接種をしていただいで、領収書を持ってこられるまで、どちらの方が接種されているかわかりませんので、助成金として償還をするという観点から、持ってきていただかなければ、ちょっと事務局側では誰が受けたかというのはわからないものでございますので、よろしくご了承をお願いしたいと思います。

下村委員長 川西委員。

川西委員 少しわかりにくい部分があるんですが、65歳以上の方でこの肺炎球菌ワクチンを受けるとき、4年間、菌が効くということでしたね。私、肺炎で亡くなる方というのはたくさん高齢者の方いらっしゃるということをお聞きしておりますけども、もう少しこの制度の変更と、またこの周知の徹底をやっていただきたいと思うんですが、どれぐらい周知するためにいろんなことをやっていらっしゃるのか、お聞かせください。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種助成金につきましては、平成24年度が初めての年でございます。当初、4月からは広報、ホームページ、各医師会の方にも周知をさせていただいてると同時に、各保健センターの窓口でポスター等を張って周知をしております。ふたをあけてみれば人数が少ないということもありまして、来年度もっとふやすためにも、いろいろと計画を練って周知徹底を図りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

下村委員長 川西委員。

川西委員 インフルエンザに関しては償還払いではないですね。それが、どうして肺炎球菌ワクチンだけがそういう償還払いという制度をとってるんですか。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 インフルエンザにおきましては、市内の医療機関で受けてくださいということで、医師会の方と連携を持ちながら、市内の方、住んでいる方に接種をしていくものでございます。肺炎球菌ワクチンといたしますのは、助成金という形で助成をするという方向づけでやっております。そういうことで事業として助成という了承の中で医師会の方にも話をして進めてまいっている事業でございますので、よろしくお願したいと思っております。

下村委員長 川西委員。

川西委員 ぜひ、ひとつ、今後の方向性として、そうじゃない形でお願いしたいということを要望しておきます。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 今、川西委員の方から質疑がありました、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成金、これ、関連をして、まずお伺いをしておきたいと思っております。制度として、委託料と助成金という形で、まず制度が違うということですね。窓口で全額を払った後、お返しをすると、こういうことになるんですけども、しかも、これ、幾らぐらいするんでしょうか。大体聞いているのでは7,500円から8,000円ぐらい、そのぐらいするんでしょうか。

そして、その助成の額が住民税の課税者であれば3,000円、非課税であれば4,000円ということで、まず負担が大きいと。窓口でまず払わなきゃならないし、返ってくる分もやっぱり少ないというか、1,000円で済むのとえらい違うと、こういうことになるわけでありまして。

それにしても、この当初予算で753万6,000円ですね。それで、減額は650万円ですから、実際に執行されたのは100万円ちょっとということで、執行率からしたら13%程度になっているというのは、これは接種率というか、30%を見込んでいるということ自身が問題だった

のではないかというふうに思うんですね。大体こういうものは30%で予算計上しておけばいいんだということだったのかというふうに思うわけでありませうけれども。

1つは、まず聞きたいのは、これは平成24年度からということであるので、奈良県内、あるいは、その他の全国の市町村でどういう形でやっているかというのは、私も勉強不足で把握してないんですけども、少なくとも県内でこの実施に当たって我が市と同様な形で実施をされているか、また違う形で、医師会と話をし、窓口でこの助成分を差し引いた分を払う、それで済むようにされているか、その辺のところをひとつ教えてほしいというのが1つであります。

それから、実際に金額が高いやつで、今後この接種率を上げていくためにどういうふうな、先ほど川西委員は周知徹底と言いましたけれども、なかなか周知徹底だけでは、これだけの負担があれば、なかなか接種される方はふえないだろうというふうに思うわけで、今後実際に予算はこれだけ取ってたわけですからね。しかし、実際には13%しか執行していない。この予算自身も、やはりあったものとして、この負担額を減らしていくということで新たに考えていくということは、負担を減らすということで考えていくことは思われているかどうか、その点もお伺いしておきたいと思っております。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

まず1点、近隣の市町村の実施状況でございます。平成23年1月現在の市町村の内容でございますが、奈良県内につきましては2市3町2村実施しております。その中の1つの町が65歳以上、ほか2市2町2村につきましては70歳以上の実施でございます。みな助成金として事業を行っております。助成額といたしましては、2,000円が1市、3,000円が1市2町2村。あと残り4,000円が1町でございます。その中で生活保護世帯に対しては3,000円のところ4,000円という町もでございます。一律4,000円、一律3,000円という町もでございます。

その中の助成回数ではございますが、生涯に1回というのが1市2町、何も助成回数は明記してないのが1町、5年に1回というのが1市でございます。県内の状況については以上でございます。

次に、接種の周知方法、また予算の枠ということでございますが、今年度初めてでございますが、これから医師会にもそういうふうな助成があるという啓発も話をすると同時に、各市の施設等にもこういうふうな助成があるという形で、ポスター等を掲載させていただこうと思っております。肺炎球菌につきましては、高齢者が風邪を引いたときとか、病気にかかって体の免疫がなくなったら併発するというものでございまして、1年通じても接種する方がいるかと思っておりますので、その点周知徹底を行うようにさせていただきます。それと同時に、予算につきましては、接種者が多くなれば補正対応も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長の方から詳細にご説明をいただきました。実際に全ての市町村で実施をされてい

るわけでもないようですし、それぞれ助成の対象も違っているということでもありますし、接種回数についてもそれぞれ違うということで、個々ばらばらというのが現実だというふうにお伺いをしました。

これは、やっぱり事業として、やるからには接種する率を引き上げていくということが、これは求められるわけですから、今後インフルエンザの接種と同様な事業を目指していく。あるいは、このままでも実際に750万円の予算、これを例えば5,000円を助成するというのであれば、大体1,500人ぐらいは接種が可能になると。現在、平成24年度の接種者というのは、140人の、これから180人ですから320人なんですね。そういうことをやることによって助成の額を引き上げる。あるいは、制度として8,000円なら8,000円のうち助成が5,000円であれば、3,000円を窓口で払えばいけるというふうな、インフルエンザと同様な事業にしていく。こういうことが私はやっぱり求められるのではないかというふうに思います。

もう既に新年度は予算決まっているわけでね、ちょっと今さら遅いというのはありますけれども、余りにも接種された方が当初予想した人数からしたら、予算額からしたら低いということから、教訓にさせていただいて、年度途中でも制度を変えるぐらいの気持ちで取り組んでいただきたいということを述べておきます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 それでは、事項別明細書の歳出の19ページであります。3款民生費、1目児童福祉総務費、20節の母子生活支援施設措置費が、当初予算が204万円だったと思うんですが、これが51万8,000円増額補正をされ、252万8,000円、125%ということになっておりますけれども、どのような増額の理由なのか改めてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、同じく19ページ、2目の児童措置費、19節負担金補助及び交付金障害児保育事業補助金の13万円の増額補正についてお伺いをします。それぞれ障がい児保育事業を実施されている、浄正院なら浄正院、華表なら華表という形で、実績についてお伺いをしておきたい、このように思います。

同じく19ページの2目児童措置費、19節負担金補助及び交付金の一時預かり事業補助金、20万円の増額補正についてであります。これについても、それぞれ公設置の保育所、あるいは民間保育所の実績について、あるいは傾向についてご説明をいただきたいといます。

下村委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課長の岡です。よろしくお願いします。

まず最初の母子生活支援施設措置費につきましては、現在御所市の母子寮ヒューマンかつらぎに母子と子ども1人の1世帯が入所している措置費でございます。当初、月17万円の12カ月分を計上しておりましたが、ここの施設、定員が30人という形になっておりますが、定員よりも入所の割合が低くなると単価が上がるということになっておまして、今後、51万8,000円の不足が見込まれるということで、増額補正をさせていただきます。今現在、3月の時点で定員が30人のうち22名ということとなっております。

次に、障害児保育事業補助金につきましては、障害児3人以下の児童を受け入れている市

立保育園、3園ございますが、その中の補助金に対して、当初3園、合計5人の予定で183万9,000円を計上しておりましたが、当初予定よりふえ、13万円の不足が見込まれるため増額補正をするものでございます。

今の実績ですが、華表保育園と浄正院の保育園で障がい児保育という形で申請が上がっておりまして、華表の方が2人が1年間、1人が1月から3月、3カ月分という形と、浄正院の方は3人、1年間、36月という形になっております。だから、もともと2人と3人、5人でしたが、ふえた分というのが華表さんの1月から3月、1人3カ月分という形。

(「これが13万円ね」の声あり)

岡 子育て福祉課長 はい。あと、一時預かりに関しましてですが、これは葛城市内では、私立では華表保育園、公立保育園では磐城第一保育所で実施している事業になるんですが、一時預かり保育事業補助金に関しましては、私立華表保育園に対して補助をしている補助金の関係になります。当初予算では延べ540人を予定しておりまして、97万2,000円を計上しておりましたが、約651人、それぐらいの見込みとなりますので、20万円の増額補正をさせていただくということになります。

以上でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 一通り課長からご答弁をいただきました。

1つは、母子生活支援施設措置費であります。御所市のヒューマンかつらぎで、いわゆる母子寮というところですけども、1世帯、2人が入所されていると。私の記憶では、平成22年当時10月から引き続いてこられているわけでありましてけれども、これはこれとして事情があるわけで、当然きちとした対応が求められるわけですが、その後の方の答弁で、定員が30名で、定員によって措置費のこの負担額が違ってくると、こういう仕組みになっているわけですね。定員における措置人数が低ければ低いほど負担額が上がると、実際の負担がふえると、こういうことになるわけでありまして、これは法定されたものなのか、いやいや、これは、奈良県独自でそういう形で実施しているのか、その辺をお聞かせいただきたいというのが1つであります。

それから、一時預かり事業補助金20万円の増額補正という形ですね。昨今保育所にも入れないというふうなことが大都会では起こっているけれども、我が市では全ての保育に欠ける子どもたちについては措置ができるということとあわせて、磐城第二保育所という拠点ができることによって、さらなるサービスの向上が図れるという条件が整ってきたということでもありますけれども。ここでは、公設置の保育所で磐城第一で実施されているということでもありますけれども、私はキャパからすれば、これは今後ふえていくということからすれば、磐城第二保育所でもこれを実施されるべきだと、こういうふうに思うわけでありまして、華表並びに磐城第一の現在の実績、どのようになっているか。当初と現在の実績の数、お伺いしておきたい、このように思います。

下村委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課長の岡でございます。

まず最初の、母子生活支援措置費の単価の方ですが、毎年県の方から事務費保護単価設定表というのが届きまして、それに基づき単価が決められるという形になっておりますので。

それと、先ほどの保育所の華表保育園の現在3月1日現在、167人の入所児童であると把握しております。一時預かりは、延べ3月で47人です。磐城第一は8件。3月は、済みません、ちょっと持っておりません。

一時預かりにつきましては、平成25年度から磐城第一保育所から磐城第二保育所に変更しますので、そういう予定にしております。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 ありがとうございます。施設措置費については、これは県から設定表が届いて、そのように、これは法定されてるというのでしょうか、どういう表現がいいのか、奈良県独自のこの措置費の決め方なのかですね。私はこれは検討を要するというふうに思います。確かに施設を維持するためには、これは当然人数が多いほど、それはそれぞれ市町村の負担がまあまああって、県としては楽になるというふうには思うわけでありませけれども、実際に今後DV、いろんな、いじめ含めて事例がたくさん出てくるというふうに予想され、こういう母子寮が当然必要になってくるというふうに私は考えます。

そういうことからしたら、こういう設定の仕方というのはやはり改めていくべきではないのか。この点は、ぜひ県の方に、この声を届けていただくとともに、他の都道府県ではどのような対応をされているのか、市町村の負担がどういう状況になっているのか、ぜひ、私も調査しますけれども、行政としても調査をしていただきたいというふうに思います。

それから、一時預かりについてであります。当初予算からすれば204万円でしたか、540人かな、当初はね。それが現在651人という形で大幅に利用が拡大をしているということからすれば、当然これは利便性からいっても磐城の第二保育所というものは、これは当然の選択だろうというふうに思います。十分な受け入れ体制を整えて、民間でも、華表だけではなくて浄正院等でも事業に取り組めるようご配慮いただきたい、このように思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

赤井委員。

赤井委員 19ページの4款保健衛生総務費の小児深夜の診療負担金、これについての内容、説明をお願いいたします。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課長の水原でございます。

今の小児深夜診療負担金の補正の内容でございます。これは、橿原市の保健センター内で休日夜間応急診療所においての小児用医療の事業費を中南和8市11町11村で負担しているものでございます。平成24年度当初におきましては、平成23年度、前年度の9月の末の診察者数から平成23年度末までの見込み診察者数を求めて中南和地区に占める葛城市の割合を求めまして小児用深夜診療に係る事業費を乗じて計算をしておいて、当初191万6,000円の負担金を計上させていただきました。

今回の補正につきましては、前年度実績によって負担金を支払うものでして、前年度当初予算計上のときの平成23年度の中南和地区に占める葛城市の割合が高くなったということが原因でございます。

また、櫃原の休日診療所における受付業務におきまして、労働基準監督署が入りまして指導がありました。今まで1人の受付体制でやっておったのが、2人でせいということもありまして、診療所全体に係る経費が高くなって、そのうちの小児用診療の事業費も高くなったことも原因でございます。それによりまして負担額が241万円ということで、49万4,000円の増になったものでございます。

以上でございます。

下村委員長 赤井委員。

赤井委員 済みません、人数的には何名。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。説明不足でございます。済みません。当初につきましては、対象者が1,685人のうちの葛城市が89人で当初見込んでおりました。実績による負担についての人数でございますが、全体が1,659人の100人という形で、5.28%が6.03%に負担率が上がったものでございます。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 一旦質疑を終結したんですけれども、例の母子生活支援の措置費なんだけれども、これ歳入のところで国・県の負担がありますね。これ合わせると51万8,000円ということになるんですが、これとの関係はどうなるのかな。それはまた後で答えていただきたいというふうに思います。

それから、同じく19ページの5目母子保健事業の負担金補助及び交付金、妊婦健康診査負担金についてであります。この負担金については、ご承知のように県外での受診、いわゆる里帰りということでありますけれども、当初予算が210万円だったものが82万円と大幅に増額をされているわけでありまして、その把握されている内容についてご説明をいただきたい、このように思います。

それから、20ページ、2項の清掃費、1目の清掃総務費の11節需用費の光熱水費であります。これは当初予算では314万9,000円計上されていたわけですが、230万円減額をされております。この3月に至って執行率としては27%というふうになっているわけですね、どのような事情の変化によるものか、当初の見込みはどうであったのか、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

下村委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。

母子生活支援措置費の51万8,000円のうち国庫負担金がそのうち2分の1で25万9,000円、県費の方ですが、4分の1で12万9,000円という形になります。あと12万9,000円が市の持ち

出しとなります。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

母子保健事業の負担金補助及び交付金の健康診査負担金の内容でございます。前年度、平成23年度におきましては対象者が1年間で47人、月平均3.9人でございます。平成24年度11月末現在ではございますが、対象者が50人、月平均6.3人という形で、1.5倍近く月平均上がっているというのが実情でございます。また、この負担金というのは、市外の病院で受けられたりとか、主に里帰り出産というのが実情でございます。里帰りも期間的に2カ月、3カ月。かといって、最初から里帰りする方もございますので、補正の計上につきましては11月末現在の執行額に平均を求めまして、あと残りの月数で掛けさせていただいて、当初予算から差し引き、82万円の不足が生じるため増額補正をするものでございます。

以上でございます。

下村委員長 高橋所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 當麻クリーンセンター、高橋でございます。よろしくお願いします。

ただいまの白石委員のご質問でございます。これにつきましては、平成24年度当初予算の段階で、當麻クリーンセンターの事務所が仮事務所の方に引っ越しすることとなりまして、その関係上、水道料金、電気料金等がしっかりと把握できておりませんでした。それに伴いまして若干見過ぎた面がございまして、今回の見込みの違いということでお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 それぞれ課長の方からご答弁をいただきました。措置費の方については、それぞれ負担割合が法定されているわけですね。しかし、実際にこの運用の中でこの施設の定員に対して、これが少なかった場合にはその負担割合がまた変わってくるということですね。これはまた後で、ちょっとこの場では私も理解しにくいので、詳細について伺いをしたい、このように思います。

それから、妊婦健診、負担金の方ですね。これちょっと僕、聞き漏らしたと思うんですが、平成23年度の決算ですか、これは実績ですか。実績で47人で、月平均3.9人。平成24年11月末現在で50人、月平均6.3人ということで、1.5倍になるということになっているわけですね。これをどのように評価をしているのかという点ですね。県外で健康診査を受けて、そして里帰り出産で、こちらで出産をするということになっているのか、その辺はどのように把握されているのか伺いをしておきたい、このように思います。

それから、清掃総務費の光熱水費でありますけれども、仮事務所の移転に伴って若干の見込み違いがあったということでもあります。確かに事務所の決定がなかなか決まらなかったというふうなこともありました。しかし、やはり年度末ではなくて、できるだけ早く、12月の時点でこの減額補正をするということが、私は求められるのではないかとことを思います。

下村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。その対象者の内容につきましては、九州とか、四国とか、中国とかいうような方もございます。また、奈良県内の方におきましては、産婦人科医療機関も少ないという原因もあるかとは思いますが、ほとんどが里帰り出産の方でございます。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 なかなか、それは誰しも出身地のお父さん、お母さんがいはるところで産むというのは安心があるわけですが、やはり根本的な問題として地元で受け入れられる体制が、非常にキャパが小さいということが1つの1.5倍にふえる要因になっているのではないかと思います。その点は十分に分析をされて、県の方もこの点については重点的に施策として取り組んでいくということですので、あわせて市としても連携して取り組んでいただきたい、このように思います。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

川西委員。

川西委員 20ページです。4款の衛生費、2項の清掃費、2目の塵芥処理費の中の委託料の部分についてお伺いしたいと思うんですけども、945万円の減額補正となっております。5項目近くあるんですけども、焼却残灰等運搬処理委託料が70万円、そして焼却残灰等埋立処分委託料が110万円、粗大ごみ運搬処理の委託料が300万円、資源ごみ分別処理委託料が400万円、一般廃棄物処理委託料が65万円という、合計945万円という減額補正をされておりますが、これについての説明をお願いしたいと思います。

下村委員長 高橋所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 當麻クリーンセンター、高橋でございます。

ただいまのご質問でございます、委託料の中で項目が5つございます。そのうち、當麻クリーンセンターの部分といたしまして、粗大ごみ運搬処分委託料、それと資源ごみ分別処理委託料、これにつきましては当初見込みで処分業者との契約が1台当たりの単価契約となっております。1台当たりの単価契約ということでございますので、職員の努力等もでございます。それと、ごみの搬出量が当初見込みよりも減ってきたということで、搬出の台数が減ったことによりまして減でございます。

それと、そのうちの資源ごみの分別処理委託料の400万円に関しましては、4月の1カ月分だけが前年度の実績のある業者と随意契約をさせていただきまして、5月以降が新庄クリーンセンターの方で葛城市全域を持った処理委託ということになりましたので、當麻クリーンセンターの部分のこの400万円が不用となったことによりまして減額になっております。

以上です。

下村委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいま、川西委員の委託料の945万円の減額の内訳ですが、當麻クリーンセンター以外の部分につきましては、焼却残灰の運搬処分委託料につきましては、さきに契約差金として

減額を一度させていただいておりますが、今回減額分につきましては搬出の数量の減に伴います差金として70万円の減でございます。同じく埋立処分につきましては、フェニックスへの持ち込みの数量が減りますので、それに伴います差金として110万円の減額をさせていただきました。

また、一般廃棄物処理委託料の65万円の減額につきましては、工事期間等における大和高田市等への近隣市町村へのごみを焼却をお願いするに当たりました年度当初の予定数量よりも、今回数量が減りましたので、それに伴います委託料も減額ということで、65万円減額させていただきました。都合、合計委託料といたしまして945万円の減額補正ということで計上させていただきました。よろしくお願いたします。

下村委員長 川西委員。

川西委員 今のご説明にありましたように、いずれもごみが少なくなったということで、非常にこれは好ましいことであると思います。

もう1点、済みません、10ページの12款の使用料及び手数料の中で、廃棄物等処理手数料が800万円の増額をされております。この部分について説明を求めたいと思います。

下村委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいま川西委員の方から質疑ありました廃棄物処理手数料の800万円の追加補正の件でございますが、この部分につきましては、当初予算におきまして昨年度の新庄クリーンセンターでの数量2,500トンに対しての処理手数料を見込んでおったわけでございますが、當麻クリーンセンターが平成23年10月からこちらに持ってきておりましたので、當麻クリーンセンターで受けておった分の数量を見込み違いと、見誤ったということで、少なく当初予算として計上いたしております。

本年度の許可業者及び持ち込み事業所の数量見込みといたしまして、約3,092トンということで、年度を見ております。昨年度、平成23年度の実績でございますが、新庄、當麻合わせて2,957トンの持ち込み数量がございました。それよりも約100万円余りふえておるわけでございますが、今年度の見込み違いということで、当初予算での数量を見誤ったことに伴います増額ということで計上をさせていただきました。よろしくお願をいたします。

下村委員長 川西委員。

川西委員 先ほどは減ったということで喜んだんですが、またここでふえたということになっております。特にこの持ち込みの、これは業者の数だと思うんですけども、ふえているというお話でしたけども、この辺のチェックというのはしっかりなさってますか。

下村委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 持ち込み事業所、一般の廃棄物許可業者さんにつきましては、昨年の受け付け等がありまして、3社ほど許可業者がふえております。それから、また直接持ってこられる各事業所からの持ち込みですが、こちらの方が非常に昨年度に比ばまして多くなってきております。昨年が平成22年に比べて、平成23年度が500トン近く落ち込んだというところもあるんですけども、景気動向の気配もあるのかわかりませんが、昨年の2,957

トンが今年3,000少しということで、また景気動向によって業者から排出されるごみがふえたのではないかなということ、そういうところでは持ち込み事業所もふえておりますので、直接持ってこられる事業所の方が一般許可業者よりもはるかに数量が多くなってきておるといのが今年度の現状でございます。

下村委員長 川西委員。

川西委員 今の所長のご説明からいきますと、業者のごみはふえてきているということになるんですけども、葛城市の場合は周辺の市町村よりも単価も低いということで多くなってきているのではないかとということも懸念されるんですが、これから新クリーンセンター建設に向かって一生懸命やっている最中で、このクリーンセンターができた時点では、しっかりとこの業者のチェック、実際よその市町村から持ち込みがないかということのチェックをしっかりとやらないことには、新しい炉をつくっても意味がないと思いますので、その点のチェックも今からぜひやっておいていただきたいことを要望しておきます。

以上です。

下村委員長 要望でよろしいですか。

川西委員 はい、要望で結構です。

下村委員長 ほかにございませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 最後でありますけども、7ページの第3表の繰越明許費の補正であります。清掃費、し尿中継槽撤去及び建設事業について伺います。当初は、本市中継槽を兵家に一本化する、こういうことで、さらに屋敷山の中継槽も撤去すると、そういう形で測量設計等委託料900万円、工事請負費3,900万円が計上されたものであります。この本繰越しの内容を見ますと、そのうち工事費9,300万円相当額が繰越しされたことになっているわけですが、この事業の進捗状況、並びにどのような理由により繰越しをしなければならないのか。この点について説明を求めておきたいと思えます。

下村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 ただいまの白石委員のご質問でございます。これにつきまして、まず最初に、測量設計の委託料というのを兵家地区への設置の分とあわせて、大屋地区の撤去の分の測量設計等を委託を行ったわけでございます。これにつきましては、先ほど説明申し上げました契約差金の275万4,000円を減額させていただいております。624万5,400円で契約をいたしております。工事費につきまして、今現在繰越しをお願いしているわけですが、これにつきましては、ご承知のように兵家地区にイトーピアの関係の施設と、旧の集落排水施設等がございます。その部分とあわせての設計を進めてきたわけございまして、一部兵家の吸収源対策公園事業で行う事業の中の施設の一部を、用地との関係がありまして、地下埋設の40棟の2基のし尿タンクを地下埋設を行うと。

その中で、今現在中継地、座っているわけですが、まず地下埋設を終わり次第、中継地の撤去ができるわけございまして。ただ、今都市計画課の方での撤去の発注が先日終わりまして、今工事業者が撤去事業に順次かかっているわけでございます。その撤去が一

応6月に終わるといふように都市計画課の方から聞いておりました、この繰越しさせていただいたこの部分につきましては、撤去のめどがつき次第工事発注をさせていただいて、一応予定といたしましては12月末に新しい中継地を完成させていただくと。平成26年1月から3月にかけて、旧の大屋地区の今現在使っております20トン、2基の施設を撤去して、完成を一応終わると。

なお、兵家地区につきましても、地元兵家区と順次協議もさせていただいております、大屋地区に関しましても、平成26年3月に施設を撤去するという覚書等を交わしておりますので、今現状から申し上げますと、繰越しはさせていただいているわけなんですけれども、大屋地区等の覚書どおりにも全て竣工できるかなというように思います。うちの方のし尿の中継槽が設置次第、都市計画課の方の吸収源の公園の整備をしていただくということになるということ、地元にも説明を申し上げている次第でございます。

以上、簡単でございますが進捗でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 生野部長の方からご答弁をいただきました。繰越明許費というのは、これはこの間も議論をしてきて、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができる、ということでもあります。これはご承知のように、地方自治法第208条の会計年度及び独立の原則という形で、その当初予算を計上したもののについては、原則会計年度のうちにこの歳入されたものによって完成をする、というのが原則であります。

今の部長の説明からしたら、うちには余り理由はないと。都市整備の方にこの理由があるんだというふうなことでありますけれどもね。法の規定からしたら、その性質上というのは、これに当たるのはそうそうないわけですけども、予算成立後の事由ということなんですけども。それぞれ理由はあるわけでありましてけれども、工事費全部が翌年度に繰り越されるということについて、我々議会、委員会としては、やはり予算の審査をし、この執行状況をチェックしながら取り組んできているわけですね。結果として、この事業が丸々繰り越されるということに対して、やはりもっと事業の計画、きちっとしたものを持ってもらって、当然部長の説明のように、これは吸収源も含めて、他の部署とも関連してやられるわけですから、当初からそういうことは私は想定できるというふうに思うわけでありまして。

そういうことからしたらね、本当に現下の状況からして、この平成24年度の予算に計上することそのものが適切であったのかどうかということが、私は問われなきゃならないというふうに思うわけでありまして。この点は、やはり議会として、今はもう、本当に繰越しが当たり前だというふうな状況になっていて、我々議会や委員会が審査した中身が実際には実施できないということが常態化をしているわけで、ここはきちっと理事者含めて、これ以上繰越しをしようと思ったら、あとは事故繰越しかないわけですよ。

事故繰越というのは同じ理由では繰越しできませんよね。だから、そんな事態にならないように、私は常々心配をしているわけで、ちゃんとした地元の約束もあることすし、履行

できるように取り組んでいただきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第8号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第8号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時43分

再 開 午後3時54分

下村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議第10号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部長の吉川でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま議題となりました議第10号、平成24年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開き願ひます。

平成24年度葛城市の介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましての歳入歳出予算の補正でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,292万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,598万8,000円とするものでございます。

次の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ170万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,855万8,000円とするものでございます。

それでは、本委員会に付託となりました補正予算につきまして、保険事業勘定の事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願い申し上げます。

保険事業勘定の歳出からご説明させていただきます。2款保険給付費、1項給付諸費、1目の介護サービス等諸費でございます。負担金補助及び交付金で、居宅介護サービス給付費

4,374万円の減、地域密着型介護サービス給付費500万円の追加でございます。施設介護サービス給付費で8,187万円の追加、居宅介護福祉用具購入費で62万円の減、居宅介護住宅改修費で444万円の減、居宅介護サービス計画給付費で848万円の減で、差し引き2,959万円の追加でございます。2目の介護予防サービス等諸費では、同じく負担金補助及び交付金で、介護予防サービス給付費の3,223万円の追加、介護予防福祉用具購入費で66万円の追加、介護予防住宅改修費で360万円の追加、介護予防サービス計画給付費で351万円の追加でございます。合わせて4,000万円の追加でございます。

次の2款保険給付費、2項その他諸費の1目の審査支払手数料につきましては、役務費で審査支払手数料の19万円の追加でございます。次の2款保険給付費、3項高額介護サービス等費の1目高額介護サービス等費でございますが、負担金補助及び交付金で高額介護サービス費で330万円の追加、高額医療合算介護サービス費で44万円、合わせて374万円の追加でございます。

次のページでございます。2款保険給付費、4項特定入所者介護サービス等費では1目の特定入所者介護サービス等費で、負担金補助及び交付金で特定入所者介護サービス費の940万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金で現年度の分791万円の追加でございます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金では、現年度の分で1,684万7,000円の追加でございます。次に5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては現年度分で1,065万8,000円の追加でございます。次の7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では現年度分で1,036万5,000円の追加でございます。7款繰入金、2項基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金につきましては、3,714万円の追加でございます。

次に、介護サービス事業勘定の歳出についてご説明させていただきます。10ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳出でございます。2款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目の介護予防支援事業費で、サービス計画作成委託料の170万8,000円の追加でございます。

戻っていただきまして、9ページでございます。

歳入でございます。1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス費収入でございます。介護予防サービス計画費収入で413万3,000円の追加でございます。次に、2款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目の一般会計繰入金で242万5,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 7ページの歳出なんですけども、その中の1目の介護サービス等諸費の中で、居宅介護住宅改修費、減額の444万円が計上されております。これの内容等をお聞かせください。

下村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの川西委員のご質問でございますが、居宅介護住宅改修費でございますが、これにつきましては要介護1から要介護5までの認定を受けた方が住宅改修ということで利用されるサービスでございます。当初見込んでいた利用率よりも要介護の認定を受けた方の住宅改修というのが見込み違い、少なかったということで、今回減額させていただきました。なお、介護予防の方はふえておるわけなんですけども、こちら要介護認定の方の住宅改修費は思ったより伸びなかったということでございます。

下村委員長 川西委員。

川西委員 申しわけない、予算ちょっと今手元にないんですが、予算に対して執行率はどれぐらいになりますか。

下村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 決算見込みで申し上げますと、予算に対しまして46%の執行見込みでございます。

下村委員長 川西委員。

川西委員 これも非常に執行率が悪いと思うんですが、この場合は償還払いになってますね。わかりました。それだけで結構です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 介護保険特別会計補正予算の質疑を行ってまいりたい、このように思います。事項別明細書の歳出、7ページであります。

2款の保険給付費、1目介護サービス等諸費、あるいは2目の介護予防サービス等諸費を中心にお伺いをしてまいりたいと、このように思います。先ほど川西委員の方から、住宅改修費の執行率等についてご質疑がありましたが、私も当初予算に対する執行率、いわゆる第5期、この事業計画の初年度の年としての決算見込みに基づく現在の状況についてお伺いをしたい、このように思います。

居宅介護サービス給付費が減額の4,374万円ということになっております。執行率が94%程度になるのではないかと。一方、この施設介護サービスは8,187万円の増額補正で、執行率が111%を超える、こういう状況になっております。全体として、この介護認定をされた方々がふえている、あるいは、このサービスを受ける方々がふえてきているというのは当然のことなんですけれども、やはり懸念されることは介護保険事業の中心、基幹となるべき居宅介護サービスが94%で、決算見込みが94%と依然低い状況にあるということですね。

これは第4期の事業計画の中でも言われていますし、また、第5期の事業計画の中でも同様なことが言われています。必要な人に必要な支援が行える、そういう体制づくりの中で、できる限り住みなれた地域や家庭で自立した生活ができるように、居宅サービスの質、量両

面での充実を図ります。これは第5期も同じ目標で、重点目標として掲げて取り組んできました。さらに、そのことを第5期においても重点目標として掲げて取り組んでおると。これは、国の施策とも軌を一にするわけでありまして、私自身も介護保険事業そのものがサービスの供給量に応じて介護保険料が決まってくる、こういう仕組みになっている以上、施設サービス等がふえることは介護保険財政を圧迫するということになるということですね、やはり我々自身としても住みなれた地域、身近な家族のもとで余生を過ごしたいというのが人情であります。

しかし、残念なことに、この間居宅介護サービスはふえているというものの、結果としてはこの計画値に対しては減っているという状況になっているんですね。このことをどう評価しておられるのか。その一方で、施設介護サービスは110%を超える伸びになってきているわけですね。これは、どう評価するのかということが非常に難しいわけでありましてけれども、ひとり暮らしがどんどんふえています。そして、高齢者のふたり暮らしの方もふえています。地域や家族の介護力が本当に衰退をしています。そういう環境の中で、これは当然身近な介護者がいたとしても、本当に自立した生活を支えるという点では、とつてもその負担を負い切れないという状況にあるということは事実なんですね。

そういうことから、私たちも市民の皆さんから切実なご相談に対して、これは老健施設なり、特別養護老人ホーム、あるいはグループホーム等、やっぱり施設の入所を勧めざるを得ない、こういう環境にあるんです。

しかし、一方では、介護に係る財政の問題、あるいは介護を受ける者、あるいは介護する者もやはり身近なところで、こういう要望があるわけです。ところが、全く制度として乖離した状況になっている。それは補正予算にはっきりとあらわれているというふうに思うわけでありまして。

現状、今申しましたことから、第5期事業計画の初年度の平成24年度のこの事業の推移、あるいはそのことに対する御所見をお伺いしたいし、また、この在宅介護サービスを充実させていくためにはどういう手だてが必要なのか、所見があればお伺いをしたいと思います。

下村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。ただいまの白石委員のご質問でございますが、第5期事業計画の1年目に当たる今年度の計画値に対しましては、平成23年度の実績というのは105%程度の増の計画値を見込んでおりました。決算見込みでは対前年比109.8%程度に伸びる見込みが出てきたために、今回補正をお願いしたわけでございますが、介護サービス等諸費の中で、居宅介護サービス給付費等4,374万円の減額補正ということで、このサービス給付費につきましては、決算見込みで約94%程度を見込んでおります。この介護サービス等諸費の中で増となっているのは、地域密着型のサービス給付費及び施設介護サービス給付費等がふえておりまして、増額補正させていただいておりますけれども、居宅で重度となっておられない方のサービス利用が、額にいたしまして前年度を上回っているわけなんですけれども、計画ほど伸びなかったというふうに考えております。

それから、施設サービスの方は重度の方が主に利用されているわけなんですけども、入所される方が多くなった。これは近隣の施設整備等に伴うものだと考えております。

それから、介護予防サービス等諸費につきましては、これにつきましては要支援の認定を受けた方が利用されるサービスでございますが、要支援の方のサービスを利用される利用率というのが昨年度よりも約5%ほど上回ってきております。それに伴いまして介護予防サービスのサービス利用率が高まっております、これにつきましては介護度の重度化を防ぐ、予防するという意味での意識のあらわれだと考えております。

今後、第5期の2年目、3年目、あるわけなんですけど、こういった介護予防サービスの右上がりの伸びというのは今後も続くものと思っております、あと居宅介護サービスにつきましては横ばい、それから施設介護サービスにつきましては、施設整備に伴いまして右上がりの伸びを見せる傾向が続くと考えております。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 私が言った内容と同じ数字等の答弁でありましたけども。例えば居宅介護サービスの実際の中身ですね、訪問介護、あるいは通所、あるいはデイやショートステイ等々が居宅介護サービスを支える、そういうサービスがどのように推移をしてきているのかということなどの、私は分析がきちっと必要ではないのかというふうに考えています。

それで、先ほど課長から答弁がありました。利用率自身は上がってきていると。あるいは重度化をできるだけ抑制していく、そういう予防サービスそのものの給付はふえてきているということですね。この点は歓迎できることだというふうに思うんですね。私は、具体的な施策として、実際に住みなれた地域、身近な家族と一緒に暮らせる、そういう居宅介護サービスを、やはり重点目標として掲げられているように、質量ともに拡大強化をしていかなければ、これは全く対応できないことだというふうに思います。これは一挙にいかないという点で、大きな課題として、介護保険事業そのものが給付費を、給付だけの事業ではなくて、まさに事業の中身、質・量を本当に強化、拡大していく、そういう取り組みをやっていただかなければならないというふうに思います。

そこで、市民の介護の相談を受け、そして、どのようにそれぞれの相談者に対して老後を本当に介護保険事業その他の制度を活用して過ごしていくかという点で、私はいつもお世話になっているんですが、地域包括支援センター、この役割というのは非常に大きいというふうに思っています。この地域包括支援センターが本当に一番この介護保険事業の現場の、本当に介護を必要な人にとって頼りになるところになっているんですね。

先般、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会がありました。その中で包括支援センターの方から事例報告を受けました。認知症に伴う事例でありましたけれども、本当に胸が詰まるような話であって、そのことに対して本当に時を惜しまず相談にのり、対応をされている状況。これは、それぞれ皆さん、身近なところに同じような事例があるというふうに思うんですけども、私は包括支援センターそのものの役割をやはり、もっともっと発揮するために体制を強化をしなければならないというふうに思っています。現在の包括支援セ

ンターの体制はどうなっているのか。常勤職員、非常勤職員の体制、お伺いをしたいと思います。

下村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。

ただいまの白石委員の質問でございますが、現在の地域包括支援センターの職員でございますが、高齢福祉係を兼ねた課長補佐、保健師であります。1名と、職員で主任介護支援専門員1名、それから介護支援専門員が1名、それから日々雇用職員で社会福祉士が1名、それから介護支援専門員が4名、計、課長補佐含めて8名でございます。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 この課長の答弁からしたら、8名の職員のうち、常勤職員が3人、非常勤の日々雇用、これ専門職ですね、ちゃんと皆さん有資格者である方が5名なんですね。私は、それこそ勤務時間外、勤務時間であっても、緊急というか、要請があれば駆けつける。これはなかなか大変な仕事をやられている。また、私も含めてそういう仕事を求めているという点もあるんです。そういう状況からしたら、常勤職員は3名、日々雇用が5名ということで、本当に葛城市全体を支えるということができるとかということをおもいます。

これは私の考えだけではありません。これは、ご紹介した委員会において、ぜひ、少なくとも包括支援センターのスタッフはやっぱり常勤で対応すべきだという議論になりました。そして、白石君、君、しっかり言うてもらわな困るということなんですよ。しっかり言えるかどうかはわかりませんが、市長、副市長がおられる前で、私、委員会の議論を踏まえてお願いをしておきたい。なかなか人員をふやすということは大変なことでありますけどもね、本当に現状、現場の状況、あるいは本当に市民の介護の現場の状況からしたら、やはりそういうことが求められているということをお述べて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

下村委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第11号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦上下水道部長 上下水道部長の松浦です。よろしくお願いします。

ただいま上程いただきました議第11号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,632万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,351万5,000円とするものです。第2条では繰越明許費、第3条では地方債の補正となっております。

繰越明許費からご説明をさせていただきますので、予算書の4ページをお開きください。

2款1項公共下水道事業費では、流域下水道建設負担金として2,574万8,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは、県の大和川流域下水道事業第2処理区の整備事業が平成25年度に繰り越して執行されるに当たり、当該事業に葛城市が負担する2,574万8,000円につきましても繰り越して事業費負担をすることになる関係上、繰越明許費として予算計上をさせていただきました。

次に、地方債の補正ですが、5ページをお願いいたします。下水道事業に係ります起債ですが、補正前の限度額1億8,100万円を740万円減額し、補正後の限度額1億7,360万円とするものでございます。他の項目につきましては補正前と同じでございます。

それでは、歳出予算から説明をさせていただきますので、事項別明細書の7ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では910万円の減額となっておりますが、その内訳は、13節委託料では、説明欄に記載の項目につきまして、それぞれ請負減として合わせまして60万円の減額を、19節負担金補助及び交付金では、大口利用者の汚水排水量減の関係で流域下水道維持管理費負担金850万円を減額するものです。

2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、国庫の補助採択事業が当初予定より縮小されたこと等に伴って4,000万円を減額するものです。2目流域下水道事業費では、県の大和川流域下水道事業第2処理区の整備事業費が3月に予算化されることに伴って当該事業に葛城市が負担する2,574万8,000円につきまして追加補正するものです。

3款1項公債費、2目利子では、新規借り入れ分の償還利率が当初見込みより低率となったため、297万円を減額補正するものです。

続きまして、6ページをお開きください。歳入予算について説明をさせていただきます。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料では1,800万円の減額となっております。この大きな要因は大口利用者の汚水排水量を当初28万立方メートルと見込んでおりましたが、経営状況が厳しくなったことに伴って、決算見込みでは約16万立方メートルとなるため減額補正をするものです。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では、当初要望していた国庫の補助事業の採択が減額になったため、690万円を減額補正するものです。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、今回の補正により一般財源に

不足が生じるため434万8,000円を増額補正するものです。

4款1項1目繰越金では、前年度の繰越金が183万円でしたので、当初予算との差額163万円を追加補正するものでございます。

5款1項市債、1目下水道債では、740万円の減額補正となっておりますが、その内訳は起債対象事業費の減額に伴って公共下水道事業債では3,310万円の減額を、流域下水道事業債では事業費の増額に伴って2,570万円を追加するものです。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第15号、平成24年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦上下水道部長 上下水道部長の松浦でございます。

ただいま上程いただきました議第15号、平成24年度葛城市水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算の主な補正内容といたしましては、大口使用者の使用量の大幅な減少に伴います関係費用の減額補正をお願いしようとするものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出では、収入の第1項営業収益で6,760万円を減額いたしまして、第1款水道事業収益の総額を6億6,645万5,000円にしようとするものでございます。また、支出の第1項営業費用では3,822万円を減額いたしまして、第1款水道事業費用の総額を6億5,951万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、収入支出の見積基礎に基づきましてご説明を申し上げますので、6ページをお開き願います。

まず、収益的収入でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益では、大口使用者の使用水量を当初50万立方メートル、金額にして1億2,860万円を見込んでおりましたが、企業の経営状況が厳しくなったことに伴って、決算では24万立方メートル、6,100万円を見込まざるを得ない状況となった関係上、26万立方メートルの減少により6,760万円の減額補正をするものです。

次に、収益的支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費では、大口使用者の水道使用量相当量を県水で賄う予定で、当初50万立方メートル、1億8,389万円の支出を見込んでおりましたが、企業の経営状況が厳しくなったことに伴って、決算では24万立方メートル、1億4,567万円を見込まざるを得ない状況となった関係上、県営水道受水量26万立方メートルの減少により、3,822万円の減額補正をするものです。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 水道事業会計補正予算について、若干お伺いをしておきたいと思います。部長が説明されたように、大口使用者、ご承知のようにシャープだというふうに思うわけでありませけれども、当初、この予算で50万トンの使用が計画をされていたわけでありませけれども、見込みにおいて24万トン、26万トンが減らされたということでありませ。その分については、県水を充てておりますので、県水の分については、こちらも歳出のところで減額をするということになって、差し引きをしますと、この補正予算の中で2,938万円がマイナスになるということでありませ。

そこで、平成24年度の決算見込みが非常に心配になるわけでありませけれども、これは水道事業運営委員会等でも議論されてきたところでありませけれども、この3月の段階において、収益的収支の見込み、どのように考えておられるか、お聞かせをいただきたいと思ひませ。

下村委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課長の川松です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの質問ですけれども、3月の決算の見込みといたしましては、平成24年度は約4,500万円ほどの黒字を見ております。

以上です。

白石副委員長 ありがとうございます。

下村委員長 よろしいですね。

白石副委員長 はい。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第9号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。

ただいま上程いただいております議第9号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,210万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,752万3,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず歳出からご説明申し上げます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金、一般被保険者療養給付費2,000万円の追加でございます。次に、2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金補助及び交付金、退職被保険者等療養給付費の5,000万円の減額でございます。3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金、一般被保険者療養費4,000万円の減額でございます。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、13節委託料、特定健康診査委託料189万4,000円の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。4ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分負担金512万円の追加でございます。3目特定健康診査等負担金、1節特定健康診査等負担金12万円の追加でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節の財政調整交付金、普通調整交付金144万円の追加でございます。

続きまして、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、1節現年度分交付金5,000万円の減額でございます。

続きまして、6款県支出金、1項県負担金、2目特定健康診査等負担金、1節特定健康診査等負担金12万円の追加でございます。続きまして、2項県補助金、1目県財政調整交付金、

1 節県財政調整交付金、県普通調整交付金128万円の追加でございます。

5 ページをお願いいたします。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金644万5,000円の追加でございます。

10 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節前年度繰越金200万8,000円の追加でございます。

11 款諸収入、3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託料、1 節特定健康診査等受託料136万1,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石副委員長。

白石副委員長 ただいま部長の方から、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明をいただきました。

歳出の6 ページの2 款の保険給付費、1 目の一般被保険者療養給付費ですね。19 節負担金補助及び交付金の一般被保険者療養給付費が2,000万円の増額補正になっております。ご記憶にあると思いますけども、平成24年12月の定例会において1 億500万円の増額補正をされました。結果として、給付費そのものが見込額になると思うんですけども、21億3,500万円。平成23年度の決算と比較をすると、106.2%程度になるのではないかというふうに思うわけでありまして。

この間、後期高齢者医療制度が創設をされるということもあって、一定、国保の給付費そのものは一般療給、退職者の療給を含めてそんなに伸びないのではないかと思われていたわけでありましてけれども、一般療給については、大体5%前後の伸びがこの間ずっと来ていました。平成24年度の予算では、決算見込額からすれば低く押さえられた予算だったわけでありましてけれども、結果的にやはり6%ぐらいふえてしまったという状況であります。

退職の方については、これはこの間どんどん退職被保険者がふえるわけですから、どんどんふえてきているわけでありましてけれども、ここへ来てまた一般療給がふえてくるということで、非常に厳しい状況になってきているなというふうには思うわけではありますけれども。当初予算を編成するに当たって、そのときの説明等では、過去3年間の給付費等を参考にして決められたということでありましたけれども、決算見込み、ほとんど確定をしているということの中で、とりわけ一般療給についてどのようなご所見をお持ちか、お伺いしておきたいと思っております。

下村委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいま、白石委員からのご質問にお答えしたいと思います。一般被保険者療養給付費につきましては、先ほどお話しいただいたように、平成24年度当初予算では過去の決算見込みと過去の伸び率、これからの伸び等を見て、20億1,000万円を計上しました。12月にも月額

が伸びが大きいということで補正させていただいて、なおかつ3月の補正ということになったわけですが、今その理由として考えておりますのが、一般療養給付費全体におきまして、まず1件当たりの費用額、1人当たりの費用額がふえているということがあります。そして、件数日数についても、平成21年度決算等から見ていったときに毎年度ふえているような状況にあります。

そして、2点目としまして、12月でも説明させていただいたんですけど、被保険者の内訳としまして、未就学、一般の被保険者に比べて70歳以上の方の被保険者がふえております。医療費につきましても、70歳以上の方の割合が高くなりますので、その方の伸びがだんだんと伸びてきているということ。もう1点は、やはり入院医療費が高いということがございます。入院医療費が高いときには、療養給付費、また高額療養費も高いものになるという、今までの結果としてあらわれております。12月にも説明しましたが、その平成24年度で過去の決算等と比べて件数が180件ということで、かなり多くの件数がございました。その費用額といたしますと、100万円から600万円の費用がかかっている状況で180件、一般の分で166件あったというような状況です。そのうち、180件のうち70代の方の入院等にかかわる部分が97件がございました。

そういったことで、入院の分が平成23年度も多かったんですけど、平成24年度が特にまたふえてきたということが一番大きな原因だと思います。それに加えて、入院医療費というのは臨時的な増減があるものと思いますが、やはりそれ以外の外来であるとか、調剤等の分につきましても、過去3年の決算の伸びとかを見ましても、それでも4.9%ずつぐらい伸びてきているような状況ですので、そういうことが相まって12月にも補正させていただいたんですけども、結果として、3月においても2,000万円の補正をさせていただくということになったものでございます。

以上です。

下村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 課長の方から詳細にご説明をしていただきました。

もちろん、医療費を見込みということは大変至難なことでもありますけれども、一方で、保険予防という形で全力を挙げて取り組んでいるという状況の中で、これは当然医療の中身、あるいは被保険者の高齢化、当然医療費はふえたという状況の中で抗しがたい、そういうものがあるわけでもありますけれども。傾向としては、やはりこの間、3年ぐらい、平成21年ぐらいから見ますと、その傾向はやはり一般療給で五、六%の伸びは、これはもう想定せざるを得ないという状況になっていると。退職の場合は、平成24年度までは10%を超えるぐらいの伸び率できたけども、現在はちょっと平成24年度は落ちついたのかなというふうには思いますけれども、ここも当然一般療給と同じように70歳以上の方がどんどんふえてきますし、同じ医療環境の中ですから、ふえてくるということになるわけで。

本当になかなか、国保財政の運営というのも厳しいわけでもありますけれども、やはり実際に特定健診も頑張らせていただいて、補正予算をするぐらいになってはいますけれども、追いついていないというようなのが現実だというふうに思います。さらなる保険者として、給付に

限らず、予防保健に力を割いていただいて、また、市民の皆さんのご理解をいただいて、医療費の増嵩に対するご認識を深めていただくということを求めておきたいと思います。

以上であります。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 ただいま上程していただいております議第14号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

まず1ページをお願いいたします。繰越明許費第1条でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用できる経費は、第1表、繰越明許費によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

1款霊苑事業費、1項霊苑事業費、事業名、葛城市霊苑周回道路整備事業でございます。繰越しをお願いする金額につきましては1,220万円でございます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 これは、霊苑の中の一方通行の整備の件だというふうに思いますけれども、この繰越しにつきましては、昨日の都市産業常任委員会、それから、本日も衛生費の方で副委員長とちょっといろいろ議論ありましたけれども、きのうときょうの議論からいいますと、今回のこの件につきましては国の補助金が要るわけでもないですし、用地の買収が要るわけでもない。また、きょうの議論のように他の部署とかかかわっているというわけでもないのに、これが繰越されるということを理解しがたいというふうに思うんですけれども、この繰越しの理由を

お聞かせ願いたいというふうに思います。

下村委員長 大谷課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくお願いします。

ご質問の霊苑周回道路の整備事業でございますが、測量設計を6月27日から10月31日にわたって行いまして、その続きでございますが、遺跡がございますので、遺跡発掘を11月1日から11月30日の期間で行っております。それで、1月23日に工事の入札を行い、3月12日より工事に取りかかっております。現在、彼岸によりましてとまっている状態でございます。今後は業者も督促いたしまして、早期の工事の完成を目指したいと考えております。よろしくお願いいたします。

下村委員長 吉村委員。

吉村委員 3月11日から工事に入っておられますか。

大谷環境課長 はい、入ってます。

吉村委員 そうですか。それでは、いつ終了の予定ですか。

下村委員長 大谷課長。

大谷環境課長 できるだけ早期、5月の頭には完成したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

下村委員長 よろしいですか。

吉村委員 はい。

下村委員長 赤井委員。

赤井委員 以前から霊苑の場所で車を荒らされるというような事件も起こっておりますので、その点を十分吟味されまして、よろしくお願いいたします。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって議第14号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、理事者側より説明を求めます。

生野部長。

生野市民生活部長 調査案件の所管事項で調査していただいております、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理についてでございます。今、お手元の方にA3判の2枚物を配付させていただいていると思います。なお、この資料につきましては、収集地域等の変更等もございしますので、説明終わり次第、一応回収をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

下村委員長 回収ということをお願いいたします。

生野市民生活部長 それでは、新炉建設後の新庄地区のごみ収集、當麻地区のごみ収集ということで1案、2案をお手元に示させていただいております。まず現況でございますが、新庄地区に関しましては、燃えるごみと古紙類、古布につきましては直営をいたしております。なお、不燃ごみ、缶、瓶、ペットボトル、大型ごみについては業者委託をいたしております。當麻クリーンセンターの分につきましては、全て職員と大和清掃によって行っております。

まず、案の1でございますが、これにつきましては、一番下の方に書かせていただいておりますように、當麻地区につきましては大和清掃の委託と、粗大ごみにつきましては、大和清掃と職員による直営とし、不燃ごみ、容器プラ収集については委託といたします。新庄地区につきましても、燃えるごみ、紙類、段ボール、古布、大型ごみ収集は直営とし、不燃ごみ、缶、瓶、ペットボトル、容器プラについては委託とするというのが第1案でございます。これにつきましては、新庄地区の方に関しましては、午前中に燃えるごみを収集し、午後から大型ごみを収集すると。今現在、大型ごみにつきましては業者委託をしておりますが、午後の仕事といたしまして新庄地区の方で當麻地区、新庄地区の大型ごみを午後から収集するというのが第1案でございます。

この第1案といいますのは、大型ごみにつきましては、住民さんからより電話等いただきまして、希望を募っての収集でございますので、1案の方をまず報告させていただきましたのは、当然、今現在、新庄クリーンセンターの方で焼却いたしておるわけでございますが、今後新クリーンセンターができますと、新庄地区の収集車につきましては、約1時間ほど時間的なものがかかるというようなことも経緯の中で出ております。

と申しますのは、新庄クリーンセンターが一部工事等で休止しておったときに、當麻クリーンセンターで新庄地区のごみを焼却していた経緯がございます。その中で、当然収集の業務が毎日約1時間ほど、新庄クリーンセンターで焼却するよりも、交通便の関係上、1時間から1時間半ほど時間がかかるということでございました。今後も当然そういうことが予想されると思っておりますので、この1案の方につきましては、大型ごみにつきましては収集の多い日には大型ごみの希望を減らすということも可能かと思っておりますので、第1案は大型ごみにいたしております。

次に、1枚めくっていただきまして、第2案でございます。これにつきましては、當麻地区につきましては、大和清掃と職員によって粗大ごみを集めると。なお、當麻地区に関しましては大和清掃に委託と、粗大ごみ、不燃ごみ、容器プラについては委託とすると。新庄地区に関しましては、可燃ごみ、新聞、雑誌、段ボール、古布、ペットボトルを直営といたしまして、不燃ごみ、容器プラ、大型ごみを委託とする案でございます。當麻地区につきまし

ては、可燃ごみは直営の大和清掃、不燃ごみは委託、缶、瓶、新聞、雑誌、段ボール、古布、ペットボトルについては直営といたしまして大和清掃が行います。容器プラにつきましては、委託、粗大ごみについては委託でございます。

なお、収集につきましても、当然新庄地区に関しましては幾分距離的に遠くもなります。その中で、先ほど申しましたようにこの収集地域に関して、一部新庄地区の方で変更が生じるという中で、今現在現場の職員と話をしているわけでございますが、当然収集地域を一部変更になりますと、区長会等にも相談させていただかなくてはなりませんので、今後、そういう調整をしていきたいというように思っております。以上、簡単でございますが、今現在の収集案1、2を示させていただきます。

なお、スムーズに収集できるかということになりますと、第1案で大型ごみを職員の方の手で行って、あとは委託をするというふうな形をとれたらというような予定を持っております。今は、大型ごみにつきましても業者に委託はしておるわけでございますが、一般現業員の午後からの収集を大型ごみという形で時間調整等をとれたらなという思いでしております。

なお、リサイクルセンターにつきましては、當麻クリーンセンターの方での職員でリサイクル業務をするわけでございますが、何分職員は5名でございますので、その辺の今後調整等も必要になってくるかと思えます。

以上です。よろしく願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いましたが、何かご質問等はございませんか。

生野部長。

生野市民生活部長 し尿につきましては、今現在、新庄地区につきまして6人の職員と3名のアルバイトで、9人で収集業務を行っております。その中で、当然笛堂のクリーンセンターにつきましては取り壊しまして、他の手法で使用するというような計画も持っております。その中でいろいろとし尿の収集の業務員とも回を追って話をしております。その中でパッカー車等の置く場所が当然見当たらないという中で、そのし尿の6名の中で1名につきましては、この新年度までに退職いたします。5名のし尿の職員が残りますので、その5名の職員をごみ収集の方に回っていただくように話を今いたしております。

そして、今現在、新庄地区の方ではごみ収集につきましては、5台のパッカー車でごみ収集をいたしております。10人の職員と5名のアルバイト職員でございます。そのアルバイト職員のかわりに、そのし尿収集をしている5人がごみ収集を行いまして、15人体制変わらず進んでいくというような中で、し尿班については新炉ができますと、し尿収集については委託にかわるという説明をいたしております。

以上です。

下村委員長 寺田議長。

寺田議長 これ、参考のためにいただいて帰って、家へ帰ってじっくり見て、精査したいんやけど、こんなの返してしまったら、わからへんやんかい。要するに人員の配置から、これずっと見て、この段取りからずっと見たいんやわ。こんな別に隠す必要ないと思うのやけども、どない思われます、委員長。

下村委員長 隠すということはないと思いますのやけども、これ、案やから、余り広がると困るとい
うことですね。生野部長。

寺田議長 これ、案やから、精査してみたいわけや。決まったやつやったら、言うたら、もう報告だ
けになるから、こんなん後回しになるやろ。案やから。うんうんと、市長、頭横向いている
けども、一番大事なことですやないか、これ、本当に。

下村委員長 生野部長、ちょっと答えてください。

生野部長。

生野市民生活部長 先日も現場職員と会議等を持ちましていろいろ説明等をしているわけございま
すが、この中で、当然やはり以前からご指摘のように、まずやっぱり収集するのは現場職員
でございますので、その中で現場職員の意見も十分酌んだ中で、再度練り直して、案として
出させていただいて、そのときについては回収なしでできればと思うんですけども、今現在
は回収ということで、ひとつご理解いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

下村委員長 議長。

寺田議長 部長ね、お願いがあります。しつこいなと思われているのかわからへんけど、要するに現
場の所長2人おるわな。しっかりと指導してもうて、し尿処理の人間とかいはりますやんか、
みんな。それをきっちり話し合いして、あの人たちもやっぱり了解いただきながらやらなあ
かんさかいに、やっぱり向こうの意見も聞きながら、一番いい対処方法を考えて一遍指導し
たってくなはれよ。一方的に上からぼおんと言わんと、よく話し合せて、向こうの意見も吸
い上げながらお願いしたいと思えますわ。

下村委員長 生野部長。

生野市民生活部長 議長の方から意見をいただきまして、ありがとうございます。その中で、やはり
ごみ収集とし尿収集というのはいろいろ現場の体制も違います。その中で、し尿については
委託という話をしている中で、先日もごみ収集班にはし尿が委託になるということは報告し
てないわけございまして、し尿の方にはほとんど了解をいただいております。再度、し尿班
に確実に委託になるという説明を申し上げて、今後は、今現在のし尿班と収集班を一体して
の会議を持つということで、4月から会議を重ねていくと予定をいたしておりますので。當
麻クリーンセンター所長、新庄クリーンセンター所長にもしっかりと指導しまして、早急に
再度かつちりしたものを提案できるように思いますので、本日はよろしくお願ひいたしたい
と思えます。

下村委員長 年度がわりでもありますしね、人事も異動するし、いろいろその点でもご苦労あると思
いますけれども、この委員会でもた調査案件として継続ということですから、逐次報告もあ
り、またこの審議もありということをお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、本件については本日はこの程度にとどめたいと思えます。

お諮りいたします。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、今後も随時
委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいた

したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

春木議員。

(春木議員の発言あり)

下村委員長 よろしく願いいたします。

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりまして、慎重審議本当にありがとうございました。

5時も過ぎておりますけども、これをもって民生水道常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

閉 会 午後5時08分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

民生水道常任委員会委員長

下 村 正 樹